

令和3年4月16日

守口市立梶中学校保護者の皆様へ

守口市立梶中学校
校長 林 安喜夫

タブレット端末活用のルール及び
守口市タブレット端末利用の同意書及び
モバイルルータ・SIMカード貸出申請書について

春暖の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、みだしのことにつきまして、守口市教育委員会よりタブレット端末利用の留意点を周知し、適切な利用を推進するため、生徒及び保護者に対してタブレット端末利用の同意書とインターネット環境がないご家庭を対象としたモバイルルータ・SIMカード貸出申請書等の配付依頼がありました。

つきましては、下記の通り配付いたしますので、内容をよくご確認ください、同意書につきましては、4月23日（金）までに学校までご提出いただきますようお願いいたします。なお、貸出申請書につきましては、ご家庭にインターネット環境がない場合にご提出ください。

ご質問等がございましたら、守口市教育センター（06-6997-0703）までお問合せください。

記

○配布書類

- ① タブレット端末活用のルールについて
- ② 守口市タブレット端末利用の同意書
- ③ モバイルルータ・SIMカード貸出申請書

令和3年4月16日

守口市立学校 保護者 様

守口市教育委員会

タブレット端末活用のルールについて

本市では、市立小・中・義務教育学校のすべての児童生徒に一人一台タブレット端末を整備したところです。これは、児童生徒が個々の学び方に合わせて主体的に学習し、今後必要となる資質能力である情報活用能力を身に付けることなどを目的としています。また、コロナ禍等による臨時休業においても、オンライン学習等により、子どもたちの学びを保障するものとなります。

このたび、学校内のみならず家庭でも効果的に、かつ「安心・安全」に活用できるよう「タブレット端末活用のルール」を定めました。タブレット端末を学習に大いに役立てられるよう、ルールについては守口市ホームページに掲載するなど端末を通じていつでも見られるようにし、子どもたちに指導してまいります。ぜひご家庭でも子どもたちと一緒にご確認ください。

なお、本端末は、児童生徒に貸与するものですので、故障や破損等に関しては、下記のとおりご理解とご対応をお願いいたします。

記

1. 故障等への対応について

(1) 連絡先

故障・破損等の際は必ず学校へ連絡ください。修理等は、守口市教育委員会を通じて行い、再設定します。

(2) 修理・交換が必要な場合

学校の教育活動で破損した場合には、原則、市費で修理・交換しますが、ルールを守らず使用して破損した場合などには、保護者の負担をお願いしなければならないこともあります。なお、ご家庭での破損等の場合は、修理等の代金をお支払いいただきます。

(3) 保険

保護者の負担に備えて、保険への加入についてお知らせします。保険への加入はあくまでも任意ですが、「大阪府PTA協議会総合保障制度」等の保険には、貸与物等についての補償もありますので、詳しくはHP等でご確認ください。また、現在加入している保険があるご家庭は、補償内容について保険会社に確認されることをおすすめします。なお、故意による破損については、保険が適用されませんのでご承知おきください。

2. 安全性（セキュリティ）について

インターネット上の不適切なサイトへのアクセスを制限するため、守口市教育委員会がフィルタリングの設定をしています。ご家庭でもインターネット利用のルールやモデルについてご指導ください。

問い合わせ：守口市教育委員会 教育センター 電話 06-6997-0703

令和3年4月16日

児童生徒・保護者 様

守口市立梶中学校
校長 林 安喜夫

守口市タブレット端末利用の同意書

タブレット端末は、個に応じた学習指導の一層の充実や緊急時のオンライン授業等を可能とする目的で、守口市が貸与するものです。学校やご家庭で「安全・安心」な活用が進められるよう、下記の点についてご理解いただきますようお願いいたします。つきましては、下の同意書を4月23日までに提出してください。

記

タブレット端末の基本的な使用について

- ・故障や破損、紛失、盗難があればすぐに保護者や先生に報告します。
- ・必要に応じて家庭でも充電します。

個人情報の保護について

- ・写真撮影や、音や映像を録音・録画する時は、相手の許可（肖像権等）をとります。
- ・自分や他人の個人情報をインターネット上（SNSやホームページ等）に公開しません。

人権侵害について

- ・心を傷つけたり、不快感を与えたりしないようの、相手を思いやって使います。

著作権について

- ・他人の作品や表現を尊重し、使用するときには許可をとります。

安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルール、モラルについて

- ・インターネットで不適切なサイトの閲覧や投稿を行いません。
- ・タブレット端末でどのホームページを見たか（アクセス履歴）は、自分のタブレット端末上で消しても教育委員会にわかるように設定されていることを理解して使用します。
（法律違反や不適切な使い方をしていないかを先生や保護者が確認します。）
- ・アカウント名やパスワードは自分で管理し、忘れない工夫をします。忘れたときは先生に伝えます。

健康面について

- ・30分に一度は目を休めるようにし、目とタブレット端末までの距離をなるべく30cm離して使います。
- ・健康面に留意し、長時間使用をせず、また、時間を決めて使用します。

*****きりとり*****

同意書

本人：上記の条件をしっかりと守り、タブレット端末を卒業までの期間、使用します。

保護者：家庭での持ち帰りの際には、上記の条件のとおり使用ができるように、保護者として管理・監督します。なお、家庭での破損等の場合は、修理等の代金を負担します。

守口市立梶中学校長 様

令和3年 月 日

守口市立梶中学校

児童生徒名（自署）： _____

保護者名（自署）： _____

モバイルルータ・SIMカード貸出申請書

(宛先) 守口市教育委員会

令和 年 月 日申請

この申請書は、ご家庭にインターネット環境がない場合に、申請いただく様式です。
 お子様が小学校、中学校の両方に在籍されている場合は、どちらかの学校に1部ご提出ください。

次のとおり申請します。

尚、重大な過失や故意により損害を与えた場合、一切の責任を負います。

【保護者記入欄】

申請者	住所	守口市		
	保護者名		電話 番号	
	提出先	守口市立		
(市立小中学校の 児童生徒氏名 きょうだい関係全て)	学校名	学年・組	名前	
	小・中	年 組		
	小・中	年 組		
	小・中	年 組		
	小・中	年 組		

申し込み内容に当てはまる方のどちらかにをつけてください。

家庭にインターネット環境 (Wi-Fi や有線 LAN、インターネットにつながるスマートフォンやタブレット等) がな
 いため、家庭学習用にモバイルルータとSIMカードの貸出を申請します。

家庭にパソコン等をインターネットにつなげるための有線 LAN はありますが、Wi-Fi 環境はないため、家庭学
 習用にモバイルルータのみ貸出を申請します。

☆モバイルルータ・SIMカードの貸出は、1回の貸出につき各ご家庭1つずつです。

☆紛失や破損がないよう、細心の注意を払い使用してください。

☆学習以外の目的で使用しないでください。

☆貸出機器に破損等が生じた場合は、速やかに教育委員会に連絡してください。

☆返却期限を厳守してください。(SIMカードは、開通手続きから30日間経過後、速やかに学校へ返却)

※申請書のコピーを後日お渡しします。返却の際必要となりますので、保管してください。

【教育委員会使用欄】

モバイルルータ 管理番号	モバイルルータ 貸出日	モバイルルータ 返却 期限	モバイルルータ 返却日	SIMカード貸出記録			
				※数字は回数 例:①は1回目の貸出 ※数字の横に貸出期間を記入 例:4/1~5/1			
				①	②	③	④
				⑤	⑥	⑦	⑧
				⑨	⑩	⑪	⑫

【返却時チェックリスト】 モバイルルータ本体 モバイルルータ充電器 ケーブル式 SIMカード